

飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります！

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

令和元年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 現行制度	【区分記載請求書等保存方式】 令和元年10月～
帳簿の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の記載事項に加え 軽減税率の対象品目である旨

【参考】飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- ・ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・ 税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・ 値札の付け替え、価格表示の変更準備

※売上げについても「区分経理」が必要です。

※免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。